

2024年10月31日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
会 社 名 アクセルマーク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松川 裕史
(コード番号：3624 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長
村上 嘉浩
(TEL 03-5354-3351)

(訂正)「第三者割当による第 29 回新株予約権 (行使価額修正条項付) 及び
第 30 回新株予約権の発行並びに第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び
第 23 回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

2024 年 10 月 24 日に開示いたしました「第三者割当による第 29 回新株予約権 (行使価額修正条項付) 及び第 30 回新株予約権の発行並びに第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第 23 回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」について訂正すべき事項がございましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正理由

2024 年 10 月 24 日に開示いたしました「第三者割当による第 29 回新株予約権 (行使価額修正条項付) 及び第 30 回新株予約権の発行並びに第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第 23 回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」の内容に一部誤りがありましたので、これを訂正するものです。

2. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

(訂正前)

II. 第三者割当による本新株予約権の発行

1. 本修正型新株予約権の発行の概要

① 割 当 日	2024 年 11 月 11 日
② 新株予約権の総数	73,966 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
③ 発 行 価 額	総額 4,807,790 円 (新株予約権 1 個につき 65 円)
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	7,396,600 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 本修正型新株予約権の上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 65 円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動 しません。
⑤ 調 達 資 金 の 額	総額 870,209,990 円 (差引手取概算額 <u>855,772,389 円</u>) (注)

(後略)

(訂正後)

II. 第三者割当による本新株予約権の発行

8. 大株主及び持株比率

募集前 (2024年9月30日現在)		募集後	
ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合	11.98%	G Future Fund 1号投資事業有限 責任組合	<u>6.93%</u>
THEケンコウFUTURE投資 事業有限責任組合	3.92%	ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合	<u>6.09%</u>
楽天証券株式会社	2.21%	THEケンコウFUTURE投資 事業有限責任組合	<u>1.99%</u>
株式会社SBI証券	2.11%	楽天証券株式会社	<u>1.12%</u>
佐藤 文則	1.71%	株式会社SBI証券	<u>1.07%</u>
尾下 順治	1.55%	佐藤 文則	<u>0.87%</u>
五味 大輔	1.45%	尾下 順治	<u>0.79%</u>
黒木 紀光	1.32%	五味 大輔	<u>0.74%</u>
喜多川 大	1.32%	黒木 紀光	<u>0.67%</u>
水上 広志	1.27%	喜多川 大	<u>0.67%</u>

- (注) 1. Cantor Fitzgerald Europe は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、長期保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持株比率において表示していません。
2. 募集前の持株比率は、2024年9月30日現在の株主名簿をもとに記載しております。
3. 「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。また、小数第3位を四捨五入して算出してしております。
4. 募集後の持株比率は、募集前の株式数を基に、Cantor Fitzgerald Europe 及びG Future Fund 1号投資事業有限責任組合に割り当てる本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式を加えて算出してしております。

(訂正前)

別紙 アクセルマーク株式会社 第29回新株予約権 (行使価額修正条項付) 発行要項

(前略)

10. 行使価額の修正

行使価額は、2024年11月7日(同日を含む。)以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が65円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

(後略)

(訂正後)

別紙 アクセルマーク株式会社 第 29 回新株予約権 (行使価額修正条項付) 発行要項

(前略)

10. 行使価額の修正

行使価額は、2024 年 11 月 13 日 (同日を含む。) 以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「修正日」という。) の属する週の前週の最終取引日 (以下「修正基準日」という。) の東京証券取引所 (以下「東証」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正基準日価額」という。) が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される (修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が 65 円 (以下「下限行使価額」という。) を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限 (一時的な取引制限も含む。) があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。

(後略)

以上